



新 (R2. 10. 15 適用版)	現 行
<p>量(t)を算出し、産業廃棄物税相当額を算定する。</p> <p>(3) 産業廃棄物税相当額の計上方法</p> <p>①直接工事費に計上する。</p> <p>②共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の対象としない。</p> <p>③消費税等相当額の対象とする。</p> <p>④処分費と産業廃棄物税相当額は分けて計上する。</p> <p>(4) 注意事項</p> <p>①土木・建築工事事業単価表(参考資料)に掲載<u>され</u>ている処分料金は、産業廃棄物税相当額を含まない処分費のみの価格である。</p> <p>②コンクリート塊、アスファルト塊及び解体木くず(伐木、除根含む。)は再資源化施設への搬入することとし、産業廃棄物税相当額は原則として算定(計上)しない。ただし、解体木くず(伐木、除根含む。)の中間処理施設(再資源化)のうち熱回収を行う施設に搬入する場合は、焼却灰が最終処分されるため産業廃棄物税相当額を算定(計上)する。</p> <p>(積算工期)</p> <p>2.6 積算工期の算定方法は次のとおりとする。</p> <p>1 積算工期の算定方法</p> <p>工事費を算出するための共通仮設費率及び現場管理費率の算出に使用する工期(以下「積算工期」という。)は実態に則して算出する。この際、設計業務委託の成果物である概略工程表や日本建築連合による「標準工期算定プログラム」を参考とするほか、次の事項を総合的に考慮して定める。</p> <p>(1)4週8休体制対応とする。</p> <p>(2)建築工事、電気設備工事及び機械設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の工期は、<u>原則として</u>主たる工事の定めにより算定する。</p> <p>(3)建築工事、電気設備工事及び機械設備工事を分離して発注する場合の工期は、主たる工事を基礎として算定し、主たる工事と同時を原則とする。</p> <p>(4)工期の補正</p> <p>次の作業条件及び環境条件により工期を適切に補正する。</p> <p>①夏期休暇として、7月から8月にかかる工事については7日、7月又は8月にかかる工事については4日を加算する。</p> <p>②年末年始休暇として、12月30日から1月5日にかかる工事については、7日を加算する。</p> <p>③特別な仮設物を必要とするとき。</p> <p>④解体工事を伴うとき。</p> <p>⑤外部作業が積雪寒冷期に属するとき。</p> <p>この場合、積雪、平均気温、作業可能時間の短縮等を考慮し、地域、時期に応じて次の</p>	<p>量(t)を算出し、産業廃棄物税相当額を算定する。</p> <p>(2) 産業廃棄物税相当額の計上方法</p> <p>①直接工事費に計上する。</p> <p>②共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の対象としない。</p> <p>③消費税等相当額の対象とする。</p> <p>④処分費と産業廃棄物税相当額は分けて計上する。</p> <p>(3) 注意事項</p> <p>①土木・建築工事事業単価表(参考資料)に掲載<u>し</u>ている処分料金は、産業廃棄物税相当額を含まない処分費のみの価格である。</p> <p>②コンクリート塊、アスファルト塊及び解体木くず(伐木、除根含む。)は再資源化施設への搬入することとし、産業廃棄物税相当額は原則として算定(計上)しない。ただし、解体木くず(伐木、除根含む。)の中間処理施設(再資源化)のうち熱回収を行う施設に搬入する場合は、焼却灰が最終処分されるため産業廃棄物税相当額を算定(計上)する。</p> <p>(積算工期)</p> <p>2.6 積算工期の算定方法は次のとおりとする。</p> <p>1 積算工期の算定方法</p> <p>工事費を算出するための共通仮設費率及び現場管理費率の算出に使用する工期(以下「積算工期」という。)は実態に則して算出する。この際、設計業務委託の成果物である概略工程表や日本建築連合による「標準工期算定プログラム」を参考とするほか、次の事項を総合的に考慮して定める。</p> <p>(1)4週8休体制対応とする。</p> <p>(2)建築工事、電気設備工事及び機械設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の工期は、<u>          </u>主たる工事の定めにより算定する。</p> <p>(3)建築工事、電気設備工事及び機械設備工事を分離して発注する場合の工期は、主たる工事を基礎として算定し、主たる工事と同時を原則とする。</p> <p>(4)工期の補正</p> <p>次の作業条件及び環境条件により工期を適切に補正する。</p> <p>①夏期休暇として、7月から8月にかかる工事については7日、7月又は8月にかかる工事については4日を加算する。</p> <p>②年末年始休暇として、12月30日から1月5日にかかる工事については、7日を加算する。</p> <p>③特別な仮設物を必要とするとき。</p> <p>④解体工事を伴うとき。</p> <p>⑤外部作業が積雪寒冷期に属するとき。</p> <p>この場合、積雪、平均気温、作業可能時間の短縮等を考慮し、地域、時期に応じて次の</p>

新 (R2. 10. 15 適用版)

日数を加算する。

地 域	時 期	加算日数
中通り	12月 1月 2月 3月	4日/月
会津地区	12月 1月 2月 3月	9日/月

- ⑥工事中に隣接する地盤、建物等に影響を与えるおそれがあるとき。
- ⑦交通上支障をきたすおそれがあるとき。
- ⑧作業時間が限定される時。

**(その他工事)**

2.7 その他工事の共通費の計上方法は次のとおりとする。

1 一般工事にその他工事を含めて発注する場合

下請けとなる専門工事業者の共通費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費等)をその  
他工事の直接工事費に見積りにより積み上げる。

2 その他工事を単独で発注する場合

専門工事業者の見積りにより、共通費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費等)をそれ  
ぞれ積み上げる。

第3章 単価及び数量の積算に係る注意事項

**(共通事項)**

3.1 単価等について、基準により難しい場合は次のとおり適用できることとする。

1 単価決定方法について

単価決定方法については、別に定める「設計資材単価等決定基準」による。

公共建築工事積算基準等資料に定める単価及び価格に関する数値の取扱いのうち、(1)  
及び(3)については、これを適用しない。

参考資料

**(基準等一覧)**

2 準拠する基準等については、次表のとおりとする。

現 行

日数を加算する。

地 域	時 期	加算日数
中通り	12月 1月 2月 3月	4日/月
会津地区	12月 1月 2月 3月	9日/月

- ⑥工事中に隣接する地盤、建物等に影響を与えるおそれがあるとき。
- ⑦交通上支障をきたすおそれがあるとき。
- ⑧作業時間が限定される時。

第3章 単価及び数量の積算に係る注意事項

**(共通事項)**

3.1 単価等について、基準により難しい場合は次のとおり適用できることとする。

1 単価決定方法について

単価決定方法については、別に定める「設計資材単価等決定基準」による。

公共建築工事積算基準等資料に定める単価及び価格に関する数値の取扱いのうち、(1)  
～(3)については、これを適用しない。

参考資料

**(基準等一覧)**

2 準拠する基準等については、次表のとおりとする。

新 (R2. 10. 15 適用版)		現 行	
基準等	適用年度(版)等	基準等	適用年度(版)等
<p><b>(準拠する基準)</b></p> <p>1 工事費の積算において、準拠する基準。</p> <p>(1)国土交通省大臣官房官庁営繕部(統一基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共建築数量積算基準</li> <li>・公共建築設備数量積算基準</li> <li>・公共建築工事標準単価積算基準</li> <li>・公共建築工事共通費積算基準</li> <li>・公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)</li> <li>・公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)</li> </ul> <p>(2)国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課(国土交通省資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共建築工事積算基準等資料</li> <li>・営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り</li> </ul>	<p>平成29年版 平成29年版 <u>令和2年版</u> 平成28年12月版 平成30年版 平成30年版</p> <p><u>令和2年版</u> 令和元年版</p>	<p><b>(準拠する基準)</b></p> <p>1 工事費の積算において、準拠する基準。</p> <p>(1)国土交通省大臣官房官庁営繕部(統一基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共建築数量積算基準</li> <li>・公共建築設備数量積算基準</li> <li>・公共建築工事標準単価積算基準</li> <li>・公共建築工事共通費積算基準</li> <li>・公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)</li> <li>・公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)</li> </ul> <p>(2)国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課(国土交通省資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共建築工事積算基準等資料</li> <li>・営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り</li> </ul>	<p>平成29年版 平成29年版 <u>平成31年版</u> 平成28年12月版 平成30年版 平成30年版</p> <p><u>平成31年版</u> 令和元年版</p>
<p><b>(参考とする基準)</b></p> <p>2 工事費の積算において、参考とする基準。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共建築工事見積標準書式(建築工事編)</li> <li>・公共建築工事見積標準書式(設備工事編)</li> <li>・公共建築工事の工事費積算における共通費の算定方法及び算定例</li> <li>・公共建築工事積算研究会参考歩掛り</li> <li>・営繕積算システム等開発利用協議会参考資料</li> <li>・工事費積算における数値の取扱い(例)</li> <li>・公共住宅建築工事積算基準</li> <li>・公共住宅電気設備工事積算基準</li> <li>・公共住宅機械設備工事積算基準</li> <li>・公共住宅屋外整備工事積算基準</li> </ul>	<p>平成30年版 平成30年版</p> <p>平成31年版 <u>令和2年版</u></p> <p>平成29年版 平成29年版 平成29年版 平成25年版</p>	<p><b>(参考とする基準)</b></p> <p>2 工事費の積算において、参考とする基準。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共建築工事見積標準書式(建築工事編)</li> <li>・公共建築工事見積標準書式(設備工事編)</li> <li>・公共建築工事の工事費積算における共通費の算定方法及び算定例</li> <li>・公共建築工事積算研究会参考歩掛り</li> <li>・営繕積算システム等開発利用協議会参考資料</li> <li>・工事費積算における数値の取扱い(例)</li> <li>・公共住宅建築工事積算基準</li> <li>・公共住宅電気設備工事積算基準</li> <li>・公共住宅機械設備工事積算基準</li> <li>・公共住宅屋外整備工事積算基準</li> </ul>	<p>平成30年版 平成30年版</p> <p>平成31年版 <u>平成30年版</u></p> <p>平成29年版 平成29年版 平成29年版 平成25年版</p>
<p><b>(参考とすることができる解説等)</b></p> <p>3 工事費の積算において、参考とすることができる解説等。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共建築工事積算基準の解説(建築工事編)</li> <li>・公共建築工事積算基準の解説(設備工事編)</li> <li>・建築数量積算基準・同解説</li> <li>・公共建築設備数量積算基準・同解説</li> </ul>	<p>平成31年基準 平成31年基準 平成29年版 平成29年版</p>	<p><b>(参考とすることができる解説等)</b></p> <p>3 工事費の積算において、参考とすることができる解説等。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共建築工事積算基準の解説(建築工事編)</li> <li>・公共建築工事積算基準の解説(設備工事編)</li> <li>・建築数量積算基準・同解説</li> <li>・公共建築設備数量積算基準・同解説</li> </ul>	<p>平成31年基準 平成31年基準 平成29年版 平成29年版</p>